

施設管理及び火気取り扱いについて

平成15年 2月14日
人間環境大学 学長

学内における施設管理及び火気取り扱いについて、次のとおり定める。

なお、ここでいう「火気」とは、電熱器・電気ストーブ・湯沸器・ガス燃焼設備・石油燃焼設備・炭火等、使用状態のまま長時間放置した場合火災となる恐れのある設備・機器をいう。

A 施設の管理について

- 1 火気設備を有する実験・実習室（以下実習室という）
 - (1) 学生（大学院生を含む、以下同じ）がこの実習室を使用する場合には、この実習室の管理者の許可を受けなければならない。また課外活動で使用する場合は、学生支援課へ「施設利用願」（様式は学生支援課、以下同じ）を提出しなければならない。
 - (2) 特に火気を扱う場合は、その都度事前に許可を受けなければならない。
 - (3) 実習室で喫煙、飲食をしてはならない。
 - (4) 実習室を使用した者は、清掃の後、電源・ガス栓・水道・空調等を切り、炭火を消し消灯・施錠して退出する。
 - (5) 実習室の管理者（専任教員）は、実習室が正常な状態にあるか、消火は完全であるかを点検し、施錠する。点検の要領については別に定める。
- 2 火気設備を有しない実験・実習室・PC教室等
 - (1) 学生がこの実習室を使用する場合には、この実習室の管理者の許可を受けなければならない。また、課外活動で使用する場合は、学生支援課へ「施設利用願」を提出しなければならない。
 - (2) 実習室に火気器具を持ち込んだり、喫煙、飲食してはならない。
 - (3) 実習室を使用した者は、電源・水道・空調等を切り、消灯・施錠して退出する。
 - (4) 実習室の管理者（専任教員）は、正常な状態にあるかを点検し、施錠する。
- 3 一般教室・演習室・談話室等
 - (1) 一般教室・演習室・談話室等を短時間に使用する場合は特に許可を必要としない。ただし、課外活動・集会等特定の目的を持って使用する場合は、事前に学生支援課へ「施設利用願」を提出しなければならない。
 - (2) これらの部屋に火気器具を持ち込んだり、喫煙してはならない。
 - (3) これらの部屋を使用した者は、電源・水道・空調等を切り、消灯して退出する。
 - (4) これらの管理者（専任教職員）は、正常な状態にあるかを点検する。
- 4 演習林・屋外については、火気厳禁とする。ただし、実習等でその必要が生じた場合には学生支援課へ届け出ると共に、実習担当教員がその防火対策の責任を負うものとする。

B 火気使用願について

上記Aの場所で、授業・実習・課外活動及び個人で火気を使用する場合は、管理者・担当教員等の厳重な指導を必要とし、予め学生支援課へ「火気使用願」を提出し許可を得なければならない。

特に、化学実験室及び茶室棟において火気を使用する場合には、常にそれぞれの火元責任者の厳重な監督を必要とするが、その詳細については別に定める。

C 鍵の管理について

- 1 上記Aの鍵の管理は、その部屋の管理者（専任教職員）が行う。
- 2 非常勤講師が授業で使用する部屋の鍵の管理は、庶務課に委託することができる。
- 3 課外活動で使用する部屋の鍵の管理は、学生支援課に委託することができる。
- 4 鍵は、使用終了後直ちに借りたところへ返却するものとする。

D その他

- 1 上の諸活動により相当程度の廃棄物が生じた場合は、定められた分別方法に従って処理し、廃棄物処理場まで持参しなければならない。また、化学実験室で生じる汚染物質や汚水については別に定めるところによって処理する。
- 2 この規定は平成15年2月14日から実施する。